

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律
規制の名称	先使用品についての名称の使用期間の制限、G I マークの使用義務の見直し、G I と誤認させるおそれのある表示に対する規制、広告等のサービス分野におけるG I の使用を規制
規制の区分	拡充、緩和
担当部局	食料産業局 知的財産課
評価実施時期	2018 年 9 月
規制の目的、内容及び必要性等	日 E U ・ E P A 協定（以下「同協定」という。）では、高いレベルでの G I （特定農林水産物等の名称の表示をいう。）の相互保護について合意し、先使用品についての名称の使用期間を原則 7 年間に制限するほか、広告等のサービス分野における名称の使用や、G I 産品であるかのように公衆を誤認させる手段についても規制することとされた。 これらの合意内容は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「同法」という。）を改正しないと実現できないものであり、同法の改正を行わない場合には、平成 30 年 7 月 17 日に署名された同協定の発効に支障が生ずる。 [規制の内容] ・ 現在、期間の定めなく認められている先使用品の名称の使用期間を原則として 7 年間に制限する。 ・ 同法により登録された特定農林水産物等の名称の表示と併せて使用しなければならないとしている登録標章（G I マーク）の使用を任意とする。 ・ G I と類似する表示ではないが、絵図や図形等を使用し、誤認を生じさせるおそれのある表示も規制する。 ・ 特定農林水産物等の名称の表示を広告等に使用する場合も規制する。
直接的な費用の把握	要素
遵守費用	総遵守費用については、事業者の規模や経営形態、店頭での P O P 等の利用形態により様々であるが、外食レストランでのメニューを標準的なパンフレット（センター折、A 4、両面カラー、コート紙 110 g）と同じであると仮定し、1,000 部で 20,000 円のパンフレットが全国に 50,000 部あるとすると、総額は約 1,000,000 円であると推計される。 また、生産者団体が登録の追加を受けるために要する費用は、改正後においても、登録費用と同様に 90,000 円である。
行政費用	現行制度上、国は登録、指定産品に関する不正表示の監視や、登録産品の生産者団体の監督業務を行っており、同協定により

		追加される産品は指定産品であるため、不正表示の監視業務のみが増加すると仮定した場合、417,394 円 (国家公務員の平均給与月額) × 1/2 (不正監視業務増加分) × 12 人 (現在、監視・監督業務を行っている本省及び地方農政局の職員の人数) により、2,504,382 円 (月額) の費用の増加が算定される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握		規制の内容については、同法の目的である生産業者及び需要者の利益の保護に十分配慮したものであり、副次的及び波及的な負の影響は生じない。 なお、同協定による G I の相互保護により、我が国の農林水産物の輸出促進に資するものと考えられる。
その他の関連事項		
事後評価の実施時期等		同法原始附則第二条において「政府は、この法律の施行後十年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」旨規定されている。
備考		